

平成十九年十二月五日提出
質問第二九九号

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第二六六号）を踏まえ、再質問する。

- 一 前回質問主意書で、外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館に配置された後所在がわからなくなり、外務省が二〇〇六年にウズベキスタン当局に調査を依頼した日本画「潮の舞」の調査の進捗状況について問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの『潮の舞』については、在ウズベキスタン日本国大使館（以下「大使館」という。）においてその所在が確認できなくなったため、外務省大臣官房及び大使館が、大使館の歴代公館長等から聞き取り調査を行い、平成十八年五月にウズベキスタン当局に対して捜査を依頼した。ウズベキスタン当局からは、これまでのところ『潮の舞』の所在に関する情報は有していない旨の連絡がなされており、外務省大臣官房及び大使館が、引き続き調査を行っているところである。」との答弁がなされているが、「潮の舞」の所在が確認されなくなり、ウズベキスタン当局に調査を依頼してから既に一年以上が経つのに、未だに何の手がかりも得られていないのはどうしてか。外務省はきちんとした調査を行っているのか。

- 二 前回質問主意書で、「政府答弁書一」（内閣衆質一六六第四四〇号）で触れている「外務省としての調

査」につき、①調査の具体的内容、②調査の担当責任者の官職氏名、③調査方法の三点を問うたが、「前回答弁書」では何ら回答がなされていない。右三点につき、詳細かつ明確な答弁を再度求める。

三 前回質問主意書で、「潮の舞」の所在を明らかにすべく、①在ウズベキスタン日本大使館または外務省よりウズベキスタン当局に対してこれまで何回働きかけをしてきているか、②働きかけをしたそれぞれの日にち、③働きかけをしてきたウズベキスタン側の部局の三点を問うたが、「前回答弁書」では何ら回答がなされていない。右三点につき、詳細かつ明確な答弁を再度求める。

四 「政府答弁書一」では、「お尋ねの件については、いまだ事実関係の調査を行っている段階であることから、外務省として公表を行ってこなかったものであり、御指摘の時期より以前に対外的に説明したこともない。」と、「潮の舞」の所在がわからなくなったことを二〇〇七年六月五日に閣議決定された「政府答弁書二」（内閣衆質一六六第二五〇号）において初めて公表したと述べているが、それでは「政府答弁書二」で「潮の舞」の所在がわからなくなっていることを初めて公表した後、改めて国民に対してその経緯等に対する説明、国民の税金で購入した絵画の所在がわからなくなったことに対する謝罪をしたか。また、現在「潮の舞」については外務省として然るべき調査を行っている」と、国民に対して理解を求める努

力をしたか。

五 四で、説明、謝罪もせず、理解を求める努力もしていないのならば、その理由を明らかにされたい。

六 外務省は「潮の舞」の所在に関する調査をいつまでに終える考えか。

七 最終的な調査結果を出す前に、中間報告の様な形で、「潮の舞」の所在に関する調査の経過等を国民に報告する考えはあるか。

右質問する。